

川西市告示第75号

川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和62年川西市条例第21号）第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づき、放置自転車等を保管したので、同条例第13条第1項及び川西市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和62年川西市規則第30号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年7月11日

川西市長 越田 謙治郎

記

1. 移動した理由 自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の放置
2. 移動した区域 別紙のとおり
および年月日
3. 保管場所 川西市多田桜木2丁目9番11号
川西市放置自転車保管センター
4. 保管期間 令和7年8月10日まで
5. 返還時間 月・火・木・金・土曜日
午前10時から午後5時30分まで
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
6. 返還を受けるための手続
 - (1) 申請場所 川西市多田桜木2丁目9番11号
川西市放置自転車保管センター
 - (2) 持参するもの
 - ア 住所及び氏名を証明するもの
 - イ 自転車等の利用者又は所有者であることを証明するもの
 - ウ 移動費用 自転車1台につき 3,000円
原動機付自転車等1台につき 5,250円
7. 引取りのない場合の措置（処分）
この告示の日から起算して1箇月経過後処分する。
8. 連絡先 川西市放置自転車保管センター
電話 072(793)4510

○移動した区域および年月日

【別紙】

移動した区域	移動台数	年月日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年6月2日
	原動機付自転車 1台	
小花2丁目18 地先	自転車 1台	令和7年6月2日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年6月5日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年6月9日
	原動機付自転車 1台	
能勢電鉄 多田駅周辺	自転車 1台	令和7年6月10日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 3台	令和7年6月12日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年6月13日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 5台	令和7年6月16日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年6月17日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年6月19日
	原動機付自転車 1台	
小花2丁目3-11 地先	自転車 1台	令和7年6月19日
	原動機付自転車 1台	
西日本旅客鉄道 川西池田駅周辺	自転車 10台	令和7年6月20日
	原動機付自転車 1台	
能勢電鉄 絹延橋駅周辺	自転車 1台	令和7年6月20日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 1台	令和7年6月21日
	原動機付自転車 1台	
能勢電鉄 多田駅周辺	自転車 1台	令和7年6月21日
	原動機付自転車 1台	
能勢電鉄 畦野駅周辺	自転車 3台	令和7年6月21日
	原動機付自転車 1台	
西日本旅客鉄道 川西池田駅周辺	自転車 1台	令和7年6月24日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 2台	令和7年6月27日
	原動機付自転車 1台	
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 4台	令和7年6月28日
	原動機付自転車 1台	
南花屋敷1-2-23地先	自転車 1台	令和7年6月30日
	原動機付自転車 1台	
	総計(自転車) 43台	
	総計(原付自転車) 0台	